

公立大学法人奈良県立医科大学広告掲載要綱

（趣旨）

第1条 公立大学法人奈良県立医科大学（以下「法人」という。）において、新たな財源を確保し、より安定的かつ効率的な運営を図るため、印刷物、施設、設備等（以下「紙面等」という。）への広告掲載を行うこととし、その実施に当たっては、この要綱の定めるところによる。

（広告の範囲）

第2条 掲載する広告は、法人の品位及び信頼性を損なうおそれのないものとし、その範囲は、別に定める広告掲載基準によるものとする。

（紙面等へ広告を掲載する権利の売り渡し）

第3条 紙面等へ広告を掲載する権利は、適正な価格で広告取扱業者等の購入希望者（以下「業者等」という。）に売り渡すものとする。

（広告の選定）

第4条 業者等は、掲載しようとする広告について、あらかじめ法人と協議の上、選定するものとする。

（広告原稿等の作成・提出）

第5条 業者等は、広告原稿の作成に当たり、あらかじめ法人と協議の上、法人が指定した様式で、法人が定める期日までに提出するものとする。

（広告審査会）

第6条 法人は、業者等から協議のあった広告の掲載に関する疑義に対応するため、広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員長には総務経営担当理事を、委員には法人企画部長、病院経営部長、そのほか、総務経営担当理事が必要と認める職にある者をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、法人企画部長がその職務を代理する。

（庶務）

第7条 この要綱に関し必要な庶務は、総務課において行う。

附 則

この要綱は、平成19年12月26日より施行する。

公立大学法人奈良県立医科大学広告掲載基準

公立大学法人奈良県立医科大学広告掲載要綱第2条に規定する広告の範囲とは、次のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 法令等に違反するおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見、社会問題等についての主義主張
- (4) 個人の氏名広告
- (5) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (6) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (7) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (8) あたかも法人が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 健康的又は教育的な配慮が必要なもの
- (10) 青少年の健全育成という観点から、有害であると判断されるもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当する者によるもの
- (12) 商品の性質上、消費による事故又は消費者とのトラブルが発生する可能性が高いと判断されるもの
- (13) 不当な差別等人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (14) 他社の製品との比較広告
- (15) その他法人の作成する印刷物等に掲載する広告として適当でないと法人が判断するもの

附 則

この基準は、平成19年12月26日より施行する。